

外国語ガイドに関する活動に従事する北秋田市民間企業等受入型地域おこし協力隊募集要項

令和8年5月28日 北秋田市告示第106号

(趣旨)

第1条 この告示は、北秋田市民間企業等受入型地域おこし協力隊設置要綱（令和6年北秋田市告示第54号）に基づき、北秋田市の自然、景観、文化及び歴史の観光資源を活用するとともに北秋田市の魅力を高め、国内外の人々への情報発信と交流を促進し地域経済の活性化と地域文化の振興を図るため、一般社団法人北秋田まちづくり観光協会（以下「受入企業」という。）に勤務し、体験型商品の造成支援や外国語による情報発信、外国語対応によるメディアとの連携強化に従事する地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の募集及び任用後の活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集人員及び募集隊員の呼称)

第2条 募集人員は1人とし、性別は問わない。

2 募集する隊員の委嘱上の呼称は、インバウンドコーディネーターとする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 応募時点で三大都市圏の都市地域又は地方都市等（総務省が定める条件不利地域を除く。）に居住し、隊員に任用された後、本市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である者（委嘱される前に既に本市に定住又は定着している者を除く。なお、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた者、又はJETプログラム参加者として2年以上活躍し、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内の者は含む。
- (3) 誠実に職務を遂行できると認められる者
- (4) 地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者
- (6) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者

- (7) 募集期間の始期の属する年度の4月1日現在において、おおむね20歳以上の者
 - (8) 日本語及び英語でのコミュニケーションが可能な方（電話・メール対応を含む。）英語でのプレゼンテーションや海外取引先との折衝経験がある方であれば、なお、望ましい。
- (募集期間)

第4条 募集期間は、令和8年6月1日から6月30日までとし、任用者が決定した時点で募集を締め切る。ただし、募集期間内に任用者を決定することができない場合は、1か月を単位として募集期間を延長することとする。

(応募書類及び応募方法)

第5条 隊員として採用されることを希望する者は、様式第1号及び6か月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付した任意様式による履歴書を市に提出しなければならない。

2 応募方法は、応募書類を郵送又はEメールで提出することとする。ただし、郵送の場合は募集期間内の消印を有効とし、Eメールの場合は発信日が募集期間内のものを有効とする。

(1) 郵送先は、〒018-3312 秋田県北秋田市花園町15番1号

北秋田市観光文化スポーツ部観光課森吉山推進室とする。

(2) Eメールの送信先は、moriyoshi@city.kitaakita.akita.jpとし、タイトルを「北秋田市民間企業等受入型地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカラーで確認できるデータを添付し送信すること。

(個人情報及び応募書類の取扱い)

第6条 応募書類に記載された個人情報は、選考上の審査及び雇用に必要な場合のみ使用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき管理する。

2 提出された応募書類は、選考への合格又は不合格を問わず、これを返却しない。

(応募者の選考等)

第7条 応募者の選考は、1次選考として書類審査を行い、選考結果は様式第2号により応募者全員に通知する。

2 1次選考の合格者は、面接による2次選考を行う。

(1) 2次選考会場までの交通費は、応募者の負担とする。

(2) 2次選考の選考結果は、様式第3号により応募者全員に通知する。

3 応募者は、選考の審査過程及び選考結果に対して不服や異議等の申し立てを行わないことをあらかじめ承諾すること。

4 選考に当たり必要があると認める場合は、応募者の同意を得た上で、前職の勤務先等に対し、職務経歴等の確認を行うことがある。

(活動開始日等)

第8条 隊員としての活動開始日等の詳細については、受入企業及び隊員が双方協議の上、決定する。

(隊員の活動)

第9条 隊員は、市及び受入企業並びに関係団体等との連携を密にし、次に掲げる活動を行う。

(1) 体験型商品の造成支援

ア 地域の自然資源等を活用した体験型商品の企画・開発に係る言語サポート

イ 市内関係団体との連携による外国語ガイドサポート

ウ 外国語ガイドとしてのスキル習得並びに外国語ガイドのネットワークづくり

(2) 外国語対応によるメディア等との連携強化

ア 外国語による情報発信、行程作成

イ 欧米豪を中心とした海外旅行会社・OTA との商談

(3) 北秋田市又は受入企業が主催する観光事業への参加及び協力に関する業務

(4) 隊員自らが北秋田市への定住に向けて行う活動に関する業務

(隊員の遵守事項)

第10条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動地域における住民やその他関係団体等との信頼関係の保持に努めること。

(2) 活動中の所在を明らかにすること。

(3) 前条に規定する活動に係る情報収集に努めること。

(4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。

(5) 活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに受入企業に届け出るこ

(委嘱期間)

第11条 隊員の委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができる。ただし、第14条第2項の規定により隊員の活動の休止を承認したときは、当該活動を休止した期間に相当する期間の範囲内で、隊員の委嘱期間を延長することができる。

- 2 委嘱期間の延長を希望する隊員は、委嘱の日から6か月を経過した日から1か月以内に、様式第4号を市長に提出するものとする。
- 3 前項による申請があった場合、市長は活動内容等を審査し、委嘱期間の延長の可否について様式第5号により通知する。

(報酬、活動時間その他活動条件及び身分的取扱い)

第12条 隊員の報酬は、月額205,000円とする。

- 2 隊員には期末手当を支給するものとし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当その他の手当に相当する報酬は、支給しない。ただし、通勤手当については、受入企業の就業規則その他の規定に基づき、当該企業において支給するものとする。
- 3 隊員は、必要な社会保険等に加入し、保険料の被保険者負担分は報酬から控除する。
- 4 隊員の住居は、原則として受入企業が提供し家賃等は受入企業が負担する。ただし、引越費用や生活必需品、光熱水費等にかかる経費は隊員が負担する。
- 5 隊員の活動において必要となるパソコン等の事務機器は受入企業が貸与し、使用は活動に限るものとする。
- 6 受入企業は、隊員の活動において発生する旅費のほか必要と認められる経費(自動車燃料費、消耗品、研修負担金等)を予算の範囲で支給する。
- 7 隊員の勤務地は、北秋田市松葉町3番1号とする。ただし、他の施設等において活動を行う場合は、受入企業と協議の上、決定するものとする。
- 8 隊員の身分は、受入企業が社員として雇用する。
- 9 隊員は、第9条に規定する活動の妨げにならない範囲において、受入企業が支給する報酬以外に本市に定住する目的をもって他の営利活動等から収入を得ようとする場合は、事前に受入企業に様式第6号を提出するものとする。
- 10 受入企業は、前項による申請を審査し、許可又は不許可を決定し、様式第7号により隊員に通知する。

(活動日及び活動時間)

第13条 隊員の活動日は勤務表による週休2日制とし、活動時間は午前8時30分から午後5時15分まで(休憩60分含む。)とする。

- 2 休日は、年末年始(12月29日から1月3日まで)を基本とする。

(活動の一時休止)

第14条 隊員は、産前産後又は育児のため、一定の期間にわたり隊員としての活動に従事することができないと認められるときは、市長の承認を得て、1年の範囲内で隊員としての

活動を休止することができる。

2 隊員は、前項の規定により活動の休止の承認を得た場合、活動の休止を承認された期間内において、引き続き隊員としての身分を保有するものとする。

3 隊員が活動を休止している期間は、隊員としての報酬は支給しない。

(活動報告)

第 15 条 隊員は、活動内容を記載した様式第 8 号による業務週報を一月単位で取りまとめ、翌月 15 日までに受入企業に報告する。

(解任)

第 16 条 受入企業は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは活動上の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 自己の都合により、退任の申し出があったとき。

(守秘義務)

第 17 条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(受入企業の責務)

第 18 条 受入企業は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、隊員の活動に関して必要な事項

(庶務)

第 19 条 隊員に関する庶務は、受入先企業において処理する。

(委任)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、令和 8 年 5 月 28 日から施行する。

